

阿智村議会からの報告を受けて

平成 30 年 2 月 20 日付けで、私事、熊谷章文が平成 28 年 4 月に阿智村議会議員の皆様へ提出した公開質問状について、質問事項及び、阿智村議会の調査結果と見解が書かれた文書が阿智村全戸に配布されました。

この事につきまして、私、熊谷章文は何ら関与関連をいたしておりません。その様な状況においてこの様な文書が一方的に村内全戸に配布され、また、南信州新聞社がこの配布物を元にした記事を掲載したことにより、私個人の信用が失墜させられたと考え非常に憤りを感じております。

理由

平成 28 年 4 月の公開質問状提出において、議員の皆様全員から何ら返答を受けていない。また、その事に関して議会事務局に問い合わせをしましたら議員各自の対応とされたとの返答がありました。

平成 28 年 11 月には議会議員の改選が行われており、今議会議員の半数は変わっております。その様な状態であるにもかかわらず、調査を行ったとする内容とそれに併せた見解を、私に何ら確認せずして全戸配布として発表するこれらの行為は議会制民主主義に著しく反していると考えられます。

詳細理由

質問 1. としてリニア中央新幹線社会環境アセスメント委員会の設置及びその進め方についてほか、質問 2. ～質問 4. までについて

公開質問状の質問 1. に対して、調査をした上で見解が書かれていますが、具体的な調査内容が示されておらず、また、質問状の質問事項が省略されている。

1. (1) は委員会の設置について、「前村長岡庭一雄氏から社会環境アセスメントの必要性が提案されたのをきっかけに、村では村独自の調査が必要であるとの判断から当委員会が設置されました。」とあるが、“村”とは熊谷村長を指すのか、議会を指しているのか不明である。

もし“村”とは村長も議会も含めてのことだとの説明であれば、熊谷村長が如何に判断されたのかの説明が必要であり、また、その内容が議会の判断と一致しなければ、「“村”では村独自の調査が必要であるとの判断」の根拠となり得ない。

熊谷村長に確認されていないのであれば、“村”が判断したとの文面は虚偽である。

以上の件に関して説明されよ。併せて、熊谷村長におかれでは、その判断理由を改めて説明された上で、この調査内容の事実確認をお願いしたい。

1. (2) は実施に於ける費用対効果を質問しているのであるが、費用対効果は、この社会環境アセスメントを実施された地域経営課の成果報告に基づかなければ確認出来ないと思われる。しかし、井原地域経営課長は「その様な成果報告はされていない。」と村政懇談会で発言されている。議会はどのような調査集計を行い、“効果があった”ことを確認されたのかをお聞きしたい。併せて、「今後の利用によってなお効果が上がるものと思われます。」の、“今後の利用”を具体的に説明されよ。

この件に対して、※資料1と資料2が添付されているが、これらの資料が質問事項への回答資料とされ添付されているのか。また、この資料の出所を明らかにしていただきたい。

資料1は委員構成表と思われるが、これには各委員の名前が記されていない。記されている構成表が別に有るとしたら、この資料は質問1. (2) の回答資料となり得ないと考えられるが、どうであるか。

まず、この資料1は、監査を受けている資料であるのかを確認願いたい。

資料2は、平成27年度事務事業評価書の「社会環境アセスメント」実績・効果として「調査を実施、報告する事により、住民へのリニア工事への関心を高める。」と記載されている。

平成27年度の事務事業評価は平成28年度4月の監査において必要な書類である。

私の質問状提出は平成28年4月18日であることから、事務監査はその前日までに行われているとした調査が必要であると考えられる。

費用対効果を行っているとされているが、この内容は調査及び調査報告の過程を述べているだけであり、評価書となっていない。

「・・・関心を高める。」が費用対効果の実績として監査が通ったとされたならば、実に信じ難い希薄な根拠ではあるまいか。それが事実であれば、当時の監査員の見解が、調査に対しての必要な証明資料となるのではない

か。

以上について明確に説明願いたい。

質問2. は 16 才以上の村民アンケート調査をどのような理由で行ったかを質問しているが、この質問に対しての調査や見解が述べられていない。

議会事務局から言えば、「熊谷章文氏からの質問事項は鑑だけであり、詳細が不明」だとの対応で有ったかと思われるが、伏見氏の陳情書には、以下のように書き綴られています。

「・・・阿智村の行政に関わる問題点について 8 項目に渡って阿智村議員に公開質問状が提出されています。内容については具体的に詳細に書かれています。

これらの質問状について今まで議会から何の回答もなく、ネット上ではこの事案の対応についてあらぬ噂や村民・議会批判が内外から飛び交い、すでにアクセスが 20 万を超える状況にあります。このまま何ら対応せず放置すると噂のアクセスが 30 万件、40 万件と止めどもなく拡散していくものと思います。阿智村議会として放置して良いのでしょうか、議会として善処願います。

阿智村の有識者も非常に関心を持って見守っています。

これらの公開質問状については村の公金に関わる問題もあり、阿智村村民として放置できない問題であります。・・・」

伏見氏の陳情書を取り扱うと、全会一致で決定されているのは村内放映において確認しておりますが、どのような見解においてこの項目への調査を行わなかったのか説明されよ。

質問3. は、委員会報告書の村長評価について村長の考え方を質問しています。その様な質問に対し、村長に何も確認せずして答えられる事ではないと考えるが、高坂議長及び熊谷義文総務委員長はなぜ村長への確認を行わなかったのか、その説明をお聞かせ願いたい。併せて、熊谷村長に委員会報告書の村長評価について、村長の考え方を改めてお聞かせ願いたい。

質問4. は、社会環境アセスメントを行った団体に支払われた費用について質問しています。

まず此処で確認願いたいのは、資料2と資料3は、書き出しの文章であって資料では有りません。この様な文章を資料とするのは不適と思われる。資料2が、事業の実施・効果とするのであれば、資料3が社会環境アセスメントに係る詳細内訳とするのであれば、実際的にまとめられた各書類、あるいは内訳明細書を掲示されよ。

特に、資料3については総額的な部分を書き出しているだけであって、何ら資料の要点を成していない。

資料1に記されている委員数と報酬として支払われた委員数に相違があることは、新たな疑問が生じるところで有る。

ついては、各委員や団体・会社責任者の実名を挙げる中で、誰にいくら支払っていたかを証明できるもの、領収書が有ればそれを資料として提示していただきたい。

(株)中部タイム・エージェントに5,313,600円、愛知大学に2,504,073円支払ったとなっているが、250万円を超える委託業務については、業者選定が行われた上で議会議決が必要な金額であると思われる。

この様な行政手段は滞りなく行われていると考えているが、その経過報告成るものをお示しいただきたい。

質問5．花桃街道整備事業の議会承認について

この質問に対しては、議会承認に至る経過を書き出しているだけで有り、質問事項の調査が何も成されていない。

少なくとも昨年九月頃、長野県農政部は「橋の架け替え一時中止」と「議会で一時中止について取り組んでいる」と、智里西自治会に説明されていた状況において、長野県においても、議会が一時中止の状況を確認されていた。と考えられる。

だとすれば、この様な内容の報告書を作成するのは、長野県の橋の架け替え一時中止の発令を無視した、議会側の考えだと判断せざるを得ない。

このまま一時中止が中止と決定された場合においては、議会は長野県の事業に対して村民に虚偽の報告をしたことになると考えられる。

熊谷村長は、同事業の一環である浪合地区の圃場整備に関する職員の不良行為を認めて、県にも村民にも陳謝している状況の中で、その件を調査もしない議会が、橋の架け替えについても何も調査せずに正当性を主張し、長野県の指示に対しても独自な見解を出した上で村民に知らしめる行為は、明らかに法の定めによる議会権限を逸脱する行為である。この事に関して説明されよ。

熊谷村長にお聞きしたい。

橋の架け替えに対して長野県農政部は、どのような理由において一時中止を伝えてきたのか。また、その知らせを受け取ったのはいつなのか。

その知らせを受け取って村長はどのように対応したのか、または、どのよ

うに対応しようと考えたのか。

村長と議会が同じ知らせを同時に受けて、この問題を共有していたとなれば、議会からの報告がこの様な文面となるはずが無い。

浪合地区圃場整備も同じ中山間整備事業であるが、地権者の承諾書が偽造されたとの事件が発生した。

村長はその詳細を議会に告げ、議会において善後策が検討されたと思うが、その詳細を村民に知らせる前に信濃毎日新聞の取材を受け、職員の倫理観の無さが原因であると話されている。

職員がその業務内で行われる全ての事柄について事件が発生したならば、その責任の所在は村長に在ると考える。

村長は、職員の行った承諾書の偽造という事件に対して、その行為の理由を問い合わせた上で、阿智村として当該地権者と話し合うべきであると考えるが如何か。

質問6．本谷・園原財産区名称の任意団体に、270万円以上の金額が地域振興補助金の名目で平成9年から毎年支払われている件について、

「昭和9年の覚え書きを元にこの支払いが成されている。」と書かれておりますが、昭和9年の覚え書きは、小野川村が昼神、大野と中野、それに横川を含めた合併において智里村となるときに取り交わされた覚え書きである。また、その覚え書きは、小野川財産区・本谷財産区・園原財産区とした三耕地と智里村との覚え書きである。

阿智村と交わした覚え書きは存在していない事の認識を願う。

地域振興補助金は、本谷・園原財産区という任意団体に支払われていることであり、三耕地から成る県条例が適用される財産区である本谷財産区、園原財産区には支払われていない。

如何にも、土地名義人が阿智村であるから村への収入になると解釈されておりますが、県条例においては、各々の財産区が権利を主張する土地は各々の財産区が所有するものと位置づけられており、それには賦課されないことが示されています。

村が行うべき監査についても独自な判断をされ、地域振興補助金の監査は任意団体である本谷・園原財産区で監査されるものと答えられました。

渋谷秀逸氏や熊谷時雄氏、それに熊谷操氏に対して、本谷・園原財産区は財産区では無い、任意団体ではないかと指摘してきておりますが、この三

名は、本谷・園原財産区は財産区だと主張し、本谷・園原財産区保護誓約書成るものを作成した上で、ヘブンスそのはらの賃貸に係る土地以外にも制限を掛け、尚且つ、個人的権利を有する土地に関しても、権利の停止や放棄を強制的に行ってきています。また、ヘブンスそのはらからの土地賃貸料には税金が掛かるとして、この様な迂回を行っていると、平成9年のこの任意団体を発足させてから言い続けています。

しかし、今議会での調査報告においてはこの団体を、任意団体と認めた上で、この任意団体で監査は行われるものとされました。

議会の調査においては、昭和9年の覚え書きを引き合いに出し、財産区であるからして土地名義人である村への収入は妥当であると判断され、実質の収益権は本谷・園原財産区に有ると決めつけられております。

その上で、ヘブンスそのはらの土地賃借料約270万円は、地域振興補助金として収益権の有る任意団体へ支払っているので有り、それに関する監査は村で行うべきものでないからして、それぞれの任意団体で行っていれば、特に関与することではないとの見解が示されております。

土地賃貸料が村に入るのは、土地の名義人が村であるからと判断することの根拠を昭和9年の覚え書きとするのであれば、本谷財産区と園原財産区は別々の財産区であると認めていることに成ります。

一方で、地域振興補助金の支払いは、本谷・園原財産区という任意団体が実質の収益権が有るのだからして支払うのは当然と判断され、村の補助金等交付規則に基づいて事務処理をしているからして監査は任意団体で行うべきものとする見解を出されておりますことは、調査事項では財産区であるとし、見解では任意団体として判断していることに成り、差異が生じております。また、それぞれの団体で監査が行われているものと捉えていると書かれているが、団体は本谷・園原財産区だけであり、それぞれの団体は存在していない。それぞれ存在しているのは、本谷財産区と園原財産区の特別地方公共団体である。この矛盾を説明願いたい。

調査において、地域振興補助金は村の補助金等交付規則に基づいて事務処理されているとのことですが、規則に基づくのは当然のことであるからして、実際の事務処理の内容が明らかとされなければ調査とは言えないのではないか。

補助金は継続して拠出される性質のものではないからして、補助金等交付規則に合わないと考える。

継続して支払うのであれば契約書が存在していなければ支払えない。そのどちらにも整合していないからして、監査を要求しているのであるが、監査を任意団体に任せるとした見解の根拠を示せ。

文面にある県の指導とは、長野県の何部の何課であるのか、また、どのような指導があったのか明確に示していただきたい。

「事務手続きの改善を地元関係者にお願いしている」とあるが、議会がお願いしているのか、村長なのか明確にしていただきたい。あわせて、地元関係者が誰なのか、なぜ地元関係者としたのかもお知らせ願いたい。

仮に、熊谷時雄氏が地元関係者、あるいは地元関係者の代表とされ諸処の改善をお願いしていたのであれば、熊谷時雄氏を地元関係者と断定できた根拠を示した上で、どのような改善をお願いしているのか、また、熊谷時雄氏が地元代表者としてどのような対応、返答をされてきたのか、詳細に渡って説明されよ。

質問7．岡庭前村長・熊谷時雄前議員・熊谷操元議員の公金不正受給について

「質問者本人へ聞き取りに行きました。しかし、議会が求めた内容について明確な答えが得られず、この件について確認することは出来ませんでした。」と書かれていますが、質問者本人とは私のことであると考える。熊谷義文議員から電話があり、個人的に会ったことは認めるが、“議会が求めた内容”とは何で有るのか、また、質問7.についての話しも何も無く、ただ私の方からは「熊谷操の水道保証金横領の件は園原の議員として義文君が解決すべきだ」と伝えている。

それ以外に、質問8にある、「平成19年の公開質問状への回答文を見たが、たった二行で内容がよく分からぬ。」と話されている。

それ以上の話はないが、私から話を聞きたければ、百条委員会を開いた上で要請をしていただきたいとお願いはしている。

熊谷義文議員が、個人的な対話を取り上げて、聞き取り調査の一環だとして答えられていることは全くの虚実虚言であります。
つきましては、この様に私個人の信用の失墜に関わる発言をなさり、村内各戸に配布した文章に、恰も私が議会の調査に協力しなかったと取られるような書き込みをされたことに対し、謝罪を望みます。

岡庭一雄元村長・熊谷時雄元議員・熊谷操元議員の公金不正受給について

ては、その詳細を提示できますので、然るべき調査委員会か百条委員会の設置をお願いするものであります。

質問8. 平成19年3月議会に岡庭一雄前村長、水上宗光前参事、熊谷時雄前議員と鈴木設計事務所による「園原ビジターセンター建設工事」に於ける官製談合を告発した、阿智村議會議員の皆様への公開質問状の回答が未だなされていない件について

この質問に対し、別紙1と※資料4を添付されて見解が述べられている。この資料4、(別紙1)は、公開質問状への返答書なるものと、書留・配達記録郵便物受領書(お客様控)とされるものが添付されている。

先に述べておくが、私はこの議会からの報告成るもので初めて回答書の中身を知るに至った。また、配達記録のお客様控えを配達したとする証明とされ添付されているが、私は受け取っておらず、添付のお客様控えは何の証明にもなっていない。

熊谷義文議員と会ったときに、「自分は回答を見たがたった二行で回答となるような中身でなかった。」と言っている。その時にも私は受け取っていないと明確に返答している。

別紙1において、宛名が熊谷章文と、差し出しが小笠原啓次議長となっているからして、私に宛てたとは判断出来るが、併せて添付されている書留・配達記録郵便物受領証(お客様控)の差出人は阿智村役場である。阿智村役場の差出人において、小笠原議長の差し出しが説明できるのか疑問であるからして、議会事務局に出向き、事務局長に確認しています。事務局長は、当時の事務局長熊谷宰光氏に確認した。配達記録で送付したが戻ってきたので小笠原啓次議長に確認し、「『普通郵便で送付した。』との事であった。」との返答がありました。

配達記録郵便とは確実に配達される郵便物であり、郵便物等配達記録証明書成るものが日本郵便株式会社から届くものである。

この件による責任者は誰であるのか事務局長に確認したところ、「高坂議長であります。」との返答でありましたが、他の議員の皆様、責任者は高坂議長であるとして間違い有りませんか。

この資料、別紙1について議員の皆様にお聞きします。

阿智村議会議員の皆様への公開質問状に、議長が代表して返答されていたことに関してどのように考えるのか。また、二年前の議員の皆様への公開質問状に対しては、議員個人の対応とされたことも併せて見解をお聞かせ願いたい。特に、再選をされた各議員においては、この質問状を直接取り扱っていることからして、その当時の判断と、二年もの時を経て、何故今回その質問状を取り扱うとして決められたのか、心境の変化もお聞かせください。

今回、伏見氏の陳情書を全会一致で当たるとして調査委員会が設置されたと聞いておりますが、調査委員会はどのような調査をされ、どのように結論付けられたのでしょうか。

阿智村議会からの報告が、調査結果及び見解となっていることを踏まえれば、詳細な調査結果において見解が導かされたものと理解しますが、実際がこのような内容であったとしたら、なんらそれらの根拠になり得ないと考える。

以上において、阿智村議会からの報告にある調査結果と見解に対し異議を唱えるもので有る。